

予算要求資料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：感染症予防費

事業名 感染症対策連携協議会運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部感染症対策推進課 企画係 電話番号：058-272-1111(内3342)

E-mail：c11237@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 452 千円 (前年度予算額： 1,274 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	1,274	0	0	0	0	0	0	0	1,274
要求額	452	0	0	0	0	0	0	0	452
決定額	452	0	0	0	0	0	0	0	452

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

令和4年12月に感染症法が改正され、これまでの新型コロナへの対応を踏まえ、次なる感染症危機に備えとなる予防計画を改定し、感染症対策の一層の充実を図ることとされたほか、平時に都道府県と医療機関等がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化された。

また、同法により、計画改定の議論・協議を通じて、関係機関間の連携協力体制を構築し、感染症発生・まん延時に機動的な対策を講じることを目的に、都道府県に「連携協議会」を設置することが義務付けられた。

この改正を受けて、本県では、令和5年7月に県、岐阜市(保健所設置市)、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関、福祉関係団体、保健所からなる「岐阜県感染症対策連携協議会」を立ち上げ、以降、数次にわたる議論を経て、同年3月に予防計画を改定する予定。

令和6年度には、連携協議会において、予防計画の進捗確認や評価、同年9月を期限とする医療機関等との協定締結の状況報告等を行うことを通じて、関係機関間の更なる連携体制の強化を図る。

(2) 事業内容

予防計画の進捗確認・評価、協定締結の状況報告等を行うため、連携協議会を開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(感染症法において、連携協議会は都道府県が組織することとされている)

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	357	委員謝金
旅費	86	委員旅費費用弁償
需用費	9	会議費
合計	452	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

改正感染症法において、各県が定める感染症予防計画の策定または変更にあたっては、事前に連携協議会に協議することとされている。

(2) 国・他県の状況

改正感染症法において、全都道府県が連携協議会を組織することとされている。

(3) 後年度の財政負担

新たな感染症危機に備え、平時から関係者の連携協力体制を構築するとともに、感染症予防計画の策定・変更にあたっての協議や実施状況の共有を行うことを目的とした会議体であり、事業終期の想定はない。(県10/10)

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

改正感染症法において、連携協議会は県が組織することとされている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

新興感染症が、新型コロナウイルス感染症のピークと同等の感染拡大に至った際にも対応できるよう、新型コロナ対応における最大規模の体制を目指し、計画期間内（令和6年～11年度）に必要な体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

目的である関係者間の連携協力体制の強化が数量的な目標設定になじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和3年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和4年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	<p>新型コロナウイルスへの対応を教訓に、平時から感染症の発生・まん延時の医療提供体制について関係者間の連携協力体制を構築しておくことの重要性は広く認識されたところであり、連携協議会の設置は、これを受けた感染症法の改正により規定されたものである。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>各委員から新型コロナ対応における課題や新興感染症対策における方向性等、様々な意見があり、それらを予防計画に反映することができた。また、今年度以降も、当協議会において定期的に計画の進捗状況を確認していくことの必要性についても言及があった。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>今年度は、予防計画の改定に向けた意見聴取はもとより、関係機関間での連携強化が目的であるため、対面による開催を重視した。今後は、場合に応じて、書面やオンラインでの開催も検討し、委員の負担やコストの軽減を図る。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 予防計画において、毎年、連携協議会で取組状況の進捗確認・評価を行うこととしており、次年度も継続すべき事業である。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	